

行政処分の名称	大規模の修繕又は大規模の模様替に伴う道路内建築物制限の適用除外に係る認定
法令の条項	建築基準法施行令第137条の12第12項
許可又は認定の基準及び方針 (通達等の名称)	1 当該建築物の形態の変更を伴わず、かつ、通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして次に掲げる基準に適合すること。 (1) 道路に突き出している建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合であること。 ア 軒、庇その他これらに類するもの（以下「軒庇等」という。）について、道路に突き出している場合 イ 出窓その他これに類する建築物の部分について、建築基準法第42条第2項の規定による道路に突き出している場合 ウ 門又は塀のうち軒庇等に相当する部分について、建築基準法第42条第2項の規定による道路に突き出している場合 (2) 当該建築物のうち、道路に面していない建築物の部分を除き、形態の変更を伴わないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。 ア 軒庇等を支持する横架材等の施工による形態の変更 イ 省エネ改修や耐震・防火性能の向上のための改修で、構造上やむを得ない工事による形態の変更 (3) 地震に対する安全性を調査し、部材の健全化その他の必要な措置を計画的に実施すること。 2 前項の基準に準じるものとして市長が認める場合においては、前項の基準又は基準の一部を適用しない。また、当該建築物の用途、規模及び構造等に応じて、前項の基準に必要な基準を付することがある。
標準処理期間	事前協議をした場合は21日（休日を除く。）
うち審査期間	事前協議をした場合は21日（休日を除く。）
うち合議期間 (その名称)	
公聴会の開催 (根拠規定)	
備考	